論点②　経営基盤の強化・負担軽減

論点②

（キャンセル時などの送迎減算の緩和）

■ 通所系サービスにおいては、累次の改定により、送迎にかかる費用を基本報酬に包括化し、利用者の居宅と事業所の間の送迎を行わなかった場合については、送迎減算の対象としているところ。

■ 送迎のキャンセル料については、利用者等への説明や同意書による確認等により、利用者から受領することも可能だが、送迎減算については、利用者の居宅へ迎えに行ったが、利用者等の都合により家族等が事業所まで送迎を行った場合など、利用者等の都合による送迎のキャンセルについても減算対象となっており、事業所として予期できるものではなく、送迎のための人件費や燃料費等が通常時と同様にかかっていることからも、経営に負担が生じている。

（共同送迎の推進）

■ 事業所の送迎においては、中山間地域に限らず送迎に従事する職員の確保が困難であり、特に都市部においては、近隣事業所との送迎職員の取り合いが発生する可能性があることや、燃料費や車両の保有にかかる経費も大きいなど、非効率な送迎コストが生じている実態が存在する。

■ こうしたことも踏まえ、介護事業所等が保有する送迎車両の有効活用について、送迎業務を地域共生社会づくりのための団体に集約し、複数の通所介護に通う利用者を共同送迎するなどの好事例も見られるが、公共交通機関や他サービス事業所が存在しない地域において、共同送迎や送迎委託が難しい場合も存在する。

■ 一方、移動手段の確保に課題を抱える「交通空白」が全国で発生している中、持続可能な地域公共交通を構築していくためには、医療・福祉施設等の利用者向け送迎サービスを含む「地域の輸送資源のフル活用」の重要性が一層高まっており、こうした取組を促進するための新たな枠組みを盛り込んだ「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」が本年６月に成立し、同年10月16日に施行される予定である。

■ また、送迎時の課題では、利用者の乗降介助の負担が大きいとの回答が一定程度あげられた一方で、通所介護における送迎時の居宅内の介護・支援状況について、「ほぼ全ての利用者で行っている」「一部の利用者で行っている」と回答した事業所が約７割であり、事業所として１回あたりの居宅内の支援時間は30分未満が約9割であるなど、サービス提供時間に含めることができる範囲内で実施している状況である。

■ 上記を踏まえ、送迎にかかる事業所の経営的負担や人材及び地域の社会資源の有効活用の観点から、どのような対応が考えられるか。

論点②　経営基盤の強化・負担軽減

論点②

（延長加算の見直し）

■ 延長加算は家族介護者の負担軽減を図るため、通常の利用時間（９時間未満）を超えてサービス提供する事業者への評価を行うものである。

■ 延長加算 二（12時間以上13時間未満の場合）の算定率は事業所ベースで通所介護は0.0％、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護0.1％であり、延長加算 ホ（13時間以上14時間未満の場合）の算定率は、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護で0.0％である。

■ 延長加算を算定しない理由としては、「突発的なやむを得ない理由の場合、延長加算を算定せずに柔軟に対応しているため」と回答した事業所の割合が最も多かった。

■ 令和６年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率の低い延長加算ニ・ホについてどのように考えるか。

（中重度者ケア体制加算の見直し）

■ 通所介護及び地域密着型通所介護の１事業所あたり利用者数は、通所介護は50.5人、地域密着型通所介護は24.6人であり、要介護３～５の利用者が全体に占める割合は、地域密着型通所介護と通所介護でそれぞれ約３割である。

■ 中重度者ケア体制加算については、配置基準に規定する員数に加えて、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上配置しなければならないこととしている。

■ 通所介護及び地域密着型通所介護においては、平均利用者数に倍程度の差があるが、中重度者ケア体制加算の配置要件については同等の数を求めていることや、加算単位数は同額であることから、職員の配置にかかるコストは変わらないものの、経営の圧迫につながっている状況にある。

■ 上記を踏まえ、地域密着型通所介護の中重度者の受け入れによる経営負担や人材確保の観点から、どのような対応が考えられるか。

論点②　経営基盤の強化・負担軽減

対応案

（キャンセル時などの送迎減算の緩和）

■ 例えば、利用者の居宅まで迎えに行った際に発生するような「突発的な送迎のキャンセル」について、例外的な取扱いとして、送迎減算の対象から外すことを検討してはどうか。

※　通所リハビリテーションについても同様に検討してはどうか。

（共同送迎の推進）

■ 地域における送迎の効率性を高める観点から、他法人や他事業所と連携して行う共同送迎の取扱いをより明確にするとともに、利用者の生活を支える機能の向上や地域共生の観点から、これまでの共同送迎と同様に雇用契約や業務委託契約などによる責任の明確化が図られることを前提とする中で、通所系サービスにおいて送迎を実施したと認められる同乗の範囲を、現状認められている他介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所に加え、児童の通園・通学、地域の買い物支援などとの同乗も拡充することを検討してはどうか。

※　通所リハビリテーションについても同様に検討してはどうか。

（延長加算の見直し）

■ 算定率の低い、延長加算ニ（12時間以上13時間未満の場合）・ホ（13時間以上14時間未満の場合）については、利用者のわかりやすさという観点や事業者の事務負担軽減の観点から廃止してはどうか。

※　通所リハビリテーションについても同様に検討してはどうか。

（中重度者ケア体制加算の見直し）

■ 地域密着型通所介護の中重度者ケア体制加算について、小規模事業所の経営や人材確保の観点から、算定要件の見直しについて検討してはどうか。